無人航空機（ドローン）の飛行申請

ＤＪＩ製品ドローンの場合(国交省 HP 掲載機体)
※申請代行にかかる料金の目安です。

＜基本料金（目安）＞

	＜一般＞料金	＜各種受講者＞DDA 等諸団体のプログラム内容が分かるもの・修了証ある場合
基本申請（特定の日程・場所）	30,000 円～	25,000 円～
包括申請（１年間の包括申請）	45,000 円～	38,000 円～

＜オプション（目安）＞

上記基本料金に加えて各事情につき加算されます。

	一般	受講者
都道府県の追加１県	5,000 円～	4,000 円～
５県以内	10,000 円～	7,000 円～
日本全国	12,000 円～	10,000 円～
パイロットの追加１名	5,000 円～	4,000 円～
機体の追加（国土交通省認定機体１追加）	5,000 円～	4,000 円～

TM共同法律事務所
TM LAW PARTNERSHIP OFFICE

＜実績報告＞

１年間の包括申請の場合、申請先（東京航空局等）への実績報告（年４回程度）が必要です。基本的にはご依頼された方でやってもらいます。

報告についても代行を希望される場合は下記の費用で承っております。

	一般	受講者
実績報告１回	15,000 円～	10,000 円～
４回	40,000 円～	30,000 円～

作成する地図の枚数などによって変動する場合があります。

＜２回目以降の割引＞

１回目申請以来していただいた後、２回目の申請内容に変動が少なければ割引価格でご案内させていただきます。

２回目以降の申請	25,000 円～

(内容によって調整)

※許認可申請には**１０時間以上**の操縦経験が必要です。
※１５０m以上の飛行や空港付近の飛行等ここに記載のないケースは別途ご相談ください。

TM共同法律事務所
TM LAW PARTNERSHIP OFFICE

＜見積り例＞

・パイロット１名、インスパイア１台とファントム４を１台の合計２台について、飛行場所は日本全国、期間は１年間の包括申請を依頼した場合。
かつ、ＤＤＡ（ドローン普及協会）の養成講座を受講して修了証がある方。

38,000 円（包括申請）
＋10,000 円（日本全国）
＋ 4,000 円　（機体の追加１）
52,000 円＋消費税

・２年目も同じ内容で申請する場合
25,000 円＋消費税

※原則として着手金はなし。
費用は業務終了時に頂いております。
お見積りまでは無料です。

【お見積り・お問合せ】
ＴＭ共同法律事務所
担当：塚　野

新潟市中央区米山４－１－３１
紫竹綜合ビル３０５
ＴＥＬ：025-278-3438
メール：y-tsukano@tmkyodo.com

ドローンに関する法令の例

●航空法

・平成 27 年 9 月に航空法一部改正

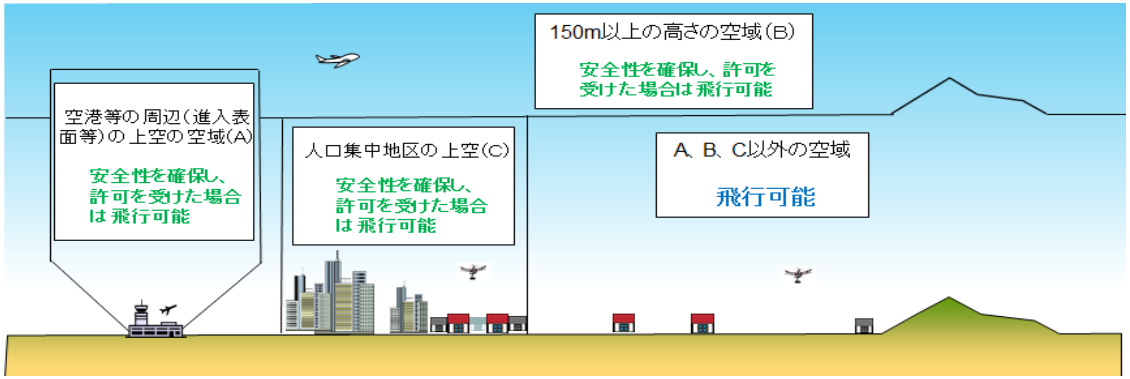
無人航空機「飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって構造上人が乗ることができないもののうち人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（２００ｇ未満の重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）のものを除く）」

①国土交通大臣の許可　が必要な空域

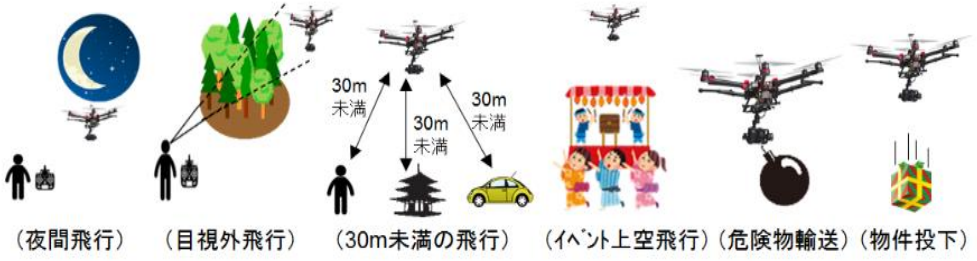
（A）空港等の周辺の空域

（B）１５０m以上の高さの空域

（C）人口集中地区の上空



②国土交通大臣の承認　が必要な飛行方法



●その他

ドローンを飛ばす際には、大きなものに航空法の規制がありますが、電波法や公園条例、民法などたくさんの法令が関係してきます。また、時代とともに新しい規制もされていきます。

仮に適法であっても、ドローンを飛ばすには、周囲の人々を警戒させることがありますので、誤解を与えないように、なるべくドローンを飛ばしていることを周知するようにしましょう。

ドローンの飛行については、楽しくしつつも、各ルールに従って安全に行ってください。

●電波法

・技適マークの有無
・輸入に注意

●重要文化財保護法

●ドローン規制法

●自治体の各条例

・公園条例など、自治体によって違います

●道路交通法、河川法

●民法

・プライバシー権
・所有権

●刑法・迷惑防止条例違反など